

石油精製業者の非化石エネルギー源の利用に係る判断基準

基本的考え方

- エネルギー基本計画では、「LCAでの温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を導入し、同基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す」としている。
- 判断基準では、このうち石油精製業者によるガソリンに混和するバイオエタノールの供給目標を設定するものであり、LCA(ライフ・サイクル・アセスメント)でみた場合に導入が有効なバイオ燃料を対象とする。
- 目標については、以下の観点から2017年度を目標年度として、事業特性を考慮し、バイオエタノール利用目標を年度毎に設定。
 - (1)石油精製業者による投資の見通し
設備整備等の建設には最長で5年程度を要する。バイオエタノール関連設備への投資が見通せるのは2017年度まで。
 - (2)バイオエタノールの供給見通し
国際需給の不透明な動向に加え、LCAや食料競合の議論、更には研究開発の進展等を踏まえると、2018年度以降の見通しは困難。

判断基準内容(ポイント)

<利用目標>

- 揮発油にバイオエタノールを混和して自動車用の燃料として利用するものとし、2011年度から2017年度までの7年間について石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、以下のとおりとする。

(単位：原油換算)

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
21万KL	21万KL	26万KL	32万KL	38万KL	44万KL	50万KL

- 石油精製業者は、毎年度以下で得られる目標量に相当するバイオ燃料を利用する。

$$\text{事業者の利用目標量} = \frac{\text{前々年度における当該事業者の揮発油の国内供給量}}{\text{前々年度における計画提出事業者全体の揮発油の国内供給量}} \times \text{上記のバイオエタノールの利用目標量の総計}$$

※事業者の利用目標量達成のため、柔軟性措置を講じる(バンキング、ボローイング等)。

- 調達するバイオエタノールは、LCAでの温室効果ガス排出量が揮発油に比べて50%未満のものとする。また、調達に際しては、食料競合回避及び生物多様性の確保に配慮する。

<事業者が計画的に取り組むべき措置等>

- 石油精製業者は、中長期的な視点で、草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に努める。
- 石油精製業者は、バイオエタノールの利用を促進するため、バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に努める。